

2014－2015年の日本国外務省とロシア連邦外務省との間の協議計画

日本国外務省及びロシア連邦外務省（以下「双方」という。）は、
2013年4月29日付け「日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明」において国際問題を含む多様な分野における二国間の協力を強化することが確認されたことを踏まえ、
相互に関心を有する事項について定期的な協議を維持することの重要性に立脚して、
以下の共通認識に達した。

1 2014－2015年に東京及び／又はモスクワで、次の協議を実施する。

1. 1 次の問題に関する外務次官級協議：

- 1. 1. 1 日露関係及び地域・国際情勢
- 1. 1. 2 G8の枠組みでの協力
- 1. 1. 3 国連のテーマ
- 1. 1. 4 核問題を含む朝鮮半島の諸問題

1. 2 外務省部局間協議：

- 1. 2. 1 日本国外務省欧州局とロシア外務省第3アジア局との間の協議
(日露関係)
- 1. 2. 2 日本国外務省欧州局とロシア外務省第2CIS局との間の協議
(ベラルーシ、モルドバ、ウクライナ)
- 1. 2. 3 日本国外務省欧州局とロシア外務省第3CIS局との間の協議
(中央アジア)
- 1. 2. 4 日本国外務省欧州局とロシア外務省全欧州協力局との間の協議
(欧州の問題)
- 1. 2. 5 日本国外務省中東アフリカ局とロシア外務省第2アジア局との間の協議
(アフガニスタン)
- 1. 2. 6 日本国外務省中東アフリカ局とロシア外務省中東・北アフリカ局との間の協議
(中東・北アフリカ)
- 1. 2. 7 日本国外務省軍縮不拡散・科学部とロシア外務省安全保障・軍縮問題局との間の協議
(軍縮・不拡散)
- 1. 2. 8 日本国外務省外務報道官・広報文化組織とロシア外務省情報出版局との間の協議
(報道関連業務)
- 1. 2. 9 日本国外務省領事局とロシア外務省領事局との間の協議
(領事問題)
- 1. 2. 10 日本国外務省国際法局とロシア外務省法務局との間の協議
(国際法)

1. 3 次の問題に関する特任大使間の協議

- 1. 3. 1 北極地域における国際協力
- 1. 3. 2 サイバー安全保障
- 1. 3. 3 テロ対策（ロシア側からは新たな挑戦・脅威問題局長）
- 1. 3. 4 核問題を含む朝鮮半島の諸問題及び北東アジアにおける平和と安全の問題

2 双方は、協議の参加者、時期、頻度、開催場所及び議題について、外交ルートを通じて調整する。

3 双方は、本協議計画の対象期間内に必要と認められる場合には、協議の形式の変更及び主題の拡大の可能性を含め、本協議計画の効果的な実施について協議する。

4 本協議計画は国際約束ではなく、国際法によって規律される権利及び義務を生じさせない。

2013年11月1日に東京で、日本語及びロシア語による各2通に署名した。

日本国外務省のために

ロシア連邦外務省のために

岸田文雄
外務大臣

S. V. ラヴロフ
外務大臣